明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九〇）　二

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九一）　三

○株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九二）　三

○株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二九三）　四

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二九四）　四

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九五）　四

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二九六）　五

〔告　示〕

○農薬を登録した件（**農林水産**一九七四～一九七八）　六

○農薬を再登録した件（**同**一九七九）　六

○農薬の登録が失効した件（**同**一九八〇）　一〇

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九二三）　一〇

○道路に関する件（**関東地方整備局**三一七）　一二

○道路に関する件（**中部地方整備局**一一二、一一三）　一二

〔国会事項〕

内閣　宮内庁　公正取引委員会　消費者庁　復興庁　法務省　一二

〔人事異動〕

諸事項　一三

〔叙位・叙勲〕　一三

〔公　告〕

官庁

押収物還付、財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、国営竜西土地改良事業計画関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

特殊法人等

平成二十六年度文部科学省共済組合の決算関係　一四

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一四

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九〇号）（国土交通省）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二七年法律第二八号）の施行期日は、平成二七年八月二六日とすることとした。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九一号）（国土交通省）

1　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う出資等の業務に係る勘定における毎事業年度において国庫に納付すべき額は、当該事業年度における独立行政法人通則法第四四条第一項に規定する残余の額に一〇〇分の九〇を乗じて得た額とすることとした。（第一二条関係）

2　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う出資等の業務に係る勘定における国庫納付金については、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させることとした。（第一六条関係）

3　この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年八月二六日）から施行することとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九二号）（経済産業省）

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二七年法律第二九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二七年一〇月一日とすることとした。